



35歳で逮捕され2015年10月に89歳で獄死した奥西勝さん ©東海テレビ

えん罪問題を考えるドキュメンタリー映画「眠る村」上映会

眠る村

名張毒ぶどう酒事件：本件、未だ解決を見ず

第66回菊池寛賞受賞・東海テレビドキュメンタリー劇場 作品

東海テレビ製作（2018年、96分）、ナレーション：仲代達矢

2019年12月7日（土）午後2時（午後1時半開場）

大津市生涯学習センター（4階・視聴覚室） 予約不要 500円（会場案内図は裏面）

「名張毒ぶどう酒事件」というのは1961年に三重県名張市の奈良県との境にある集落で起きた大量殺人事件です。この事件が今でも注目されるのは、裁判で一度無罪判決が下された後に逆転死刑判決が下された戦後唯一の事件であるからです。また、逆転死刑判決だけではなく、再審請求により一度再審開始が決定されたものの検察側の抗告により決定が取り消された事件としても知られています。このため犯人とされた奥西勝さんは再審開始決定が取り消された後も再審請求を繰り返して行いましたが認められないまま、2015年10月に医療刑務所で獄死するにいたっています。現在、奥西さんの遺族による再審請求が行われています。このドキュメンタリーは二転三転したこの事件の真相に迫ろうと、事件が起きた集落の人たちなど関係者にも取材した異色の作品です。ぜひご覧ください、なぜ冤罪事件が起きるのか、跡を絶たないのか、お考えいただければ幸いです。

主催：（公益社団法人）アムネスティ・インターナショナル日本/大津・坂本グループ
（問合せ先：TEL 077-522-5415 池田）

跡を絶たない冤罪事件

アムネ스티は死刑に反対しています。反対することの大きな理由の一つは冤罪問題です。死刑が執行されてしまった後に冤罪であることが明らかになった場合は取り返しがつかないからです。日本では冤罪であることが強く疑われる事件が少なからず存在しています。アムネ스티は冤罪は死刑と同様、国家による最も深刻な人権侵害のひとつです。しかし、一度有罪の判決が確定してしまうと、再審の裁判を通じて有罪判決が取り消され無罪を勝ち取ることができることはきわめて稀にしかありません。

「名張毒ぶどう酒事件」は決定的な物証が存在しておらず、自白の信憑性は極めて疑わしく、関係者たちの供述は二転三転しており、事件から58年経た今もなお多くの謎に包まれています。強く冤罪であることが疑われる事件は滋賀県内でも起きています。1984年に滋賀県の日野町で酒店経営の女性が殺害された「日野町事件」で、大津地裁は昨年7月、無期懲役が確定した後、服役中に病死した阪原弘さんについて再審開始を認める決定を出しています。また、2003年5月に起きた「湖東記念病院人工呼吸器事件」では、入院患者の人工呼吸器を外して殺害したとして懲役12年を科せられた看護助手であった西山美香さんによる再審請求について、最高裁は今年3月、大阪高裁での再審開始を認めています。

私たちアムネ스티日本支部の大津・坂本グループは昨年12月に冤罪事件で長年獄中にあつたものの再審で無罪を勝ち取った人物たちの姿を描いた「獄友」と題されたドキュメンタリーの上映会を開催しました。また一昨年11月には「日野町事件」の弁護団の弁護士による講演会を催しました。今年の上映会に参加され、冤罪問題について、また冤罪と死刑の問題について、考えを深めていただければ幸いです。どなたでも参加できます。ぜひこのたびの上映会に足をお運びください。



大津市生涯学習センター

大津市本丸町 6-50 TEL : 077-527-0025 京阪石坂線、膳所本町駅下車、徒歩7分